（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四号中「日本消防検定協会」の下に「、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」を「日本年金機構」の下に「、全国土地改良事業団体連合会」を「地方競馬全国協会」の下に「、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社」を加え、同条第五号中「日本銀行」を加える。

第四十三条第五項第四号中「独立行政法人国際交流基金（」を「自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（」に改め、「旧国際交流基金を含む。）」の下に「、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社」を「日本年金機構」の下に「、全国土地改良事業団体連合会」を「旧農業者年金基金を含む。）」の下に「、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所」を「旧日本小型自動車振興会」の下に「、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会」を「旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）」の下に「、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫」を加え、「及び独立行政法人国際観光振興機構」を「独立行政法人国際観光振興機構」に改め、「旧国際観光振興会を含む。）」の下に「、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び日本環境安全事業株式会社」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の九号を加える。

六十四　漁船保険中央会
六十五　全国土地改良事業団体連合会
六十六　全国中小企業団体中央会
六十七　全国商工会連合会
六十八　漁業共済組合連合会
六十九　日本銀行
七十　日本弁理士会
七十一　東京地下鉄株式会社
七十二　日本アルコール産業株式会社

総務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年七月二十二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百七十一号

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十九年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十二年七月三十一日」を「平成二十二年十一月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

規　則

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年七月二十二日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―一二―一三

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条に次の九号を加える。

六十二　日本銀行
六十三　日本弁理士会
六十四　漁船保険中央会
六十五　全国中小企業団体中央会
六十六　全国土地改良事業団体連合会
六十七　全国商工会連合会
六十八　漁業共済組合連合会
六十九　東京地下鉄株式会社
七十　日本アルコール産業株式会社

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年七月二十二日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一二―〇―三〇

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条に次の九号を加える。

百四十　日本銀行
百四十一　日本弁理士会
百四十二　漁船保険中央会
百四十三　全国中小企業団体中央会
百四十四　全国土地改良事業団体連合会
百四十五　全国商工会連合会
百四十六　漁業共済組合連合会
百四十七　東京地下鉄株式会社
百四十八　日本アルコール産業株式会社

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第六号

天皇皇后両陛下は、茨城県において開催される第二十一回ＩＵＰＡＣ化学熱力学国際会議開会式に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、八月一日から同月二日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十二年七月二十二日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○金融庁告示第八十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月二十二日から適用する。

平成二十二年七月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条第三十七号を次のように改める。

三十七　アムンディ・ジャパン証券株式会社

第一条第九十一号を次のように改める。

九十一　プルデンシャル・リアルエステート・インベスターズ・ジャパン株式会社

○総務省告示第二百七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月二十二日

総務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎

一　名　称　派遣海賊対処行動航空隊
二　国外派遣期間　平成二十二年七月二十四日から平成二十三年七月二十三日まで
三　派遣人数（概数）　百八十人程度
四　派遣地域　ジブチ共和国

○法務省告示第三百七十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年七月二十二日

法務大臣　千葉　景子

住所　兵庫県加古川市平岡町土山720番地2
盧智総　昭和58年3月1日生

住所　兵庫県加古川市神野町石守201番地3
盧亜紗美　昭和56年11月11日生